

# 鳥取県スキー連盟規約

昭和45年10月1日 施行  
昭和53年11月12日 一部改正  
昭和55年8月24日 一部改正  
平成元年10月29日 一部改正  
平成5年11月21日 一部改正  
平成19年11月11日 一部改正  
平成29年4月9日 一部改正  
令和3年11月14日 一部改正

## 第1章 名称

(名称)

第1条 この連盟は、鳥取県スキー連盟（以下連盟）という。

## 第2章 事務所

(事務所)

第2条 連盟は、事務所を大山町大山39-1に置く。

## 第3章 目的

(目的)

第3条 連盟は、アマチュアスポーツ団体であって、鳥取県のスキー界を代表し、スキーの正しい普及と発展を図り、スキー競技の促進と県民体育の向上を図ることを目的とする。

## 第4章 事業

(事業)

第4条 連盟は、目的達成のために、次の事業を行う。

- 1、スキーの普及、発展についての計画・立案・実施。
- 2、スキー競技会の計画・立案・実施。
- 3、全日本スキー連盟に、鳥取県スキー界を代表して加盟すること。
- 4、全日本スキー連盟に、連盟所属会員（以下会員）の登録を行う。
- 5、スキー学校の管理、運営。
- 6、公認資格者の選考と、代表選手の選考を行う。
- 7、加盟団体の育成と、相互の親睦を図る。
- 8、その他目的を達成する事業。

## 第5章 加盟団体

(加盟できる団体)

第5条 県内各スキー団体・高等学校体育連盟スキー部・中学校体育連盟スキー部・小学校体育連盟スキー部。

(加盟・脱退・除名)

第6条 連盟の加盟及び除名は、評議員会の決議による。ただし加盟は、理事会において仮承認をすることが出来る。

- 2 連盟を脱退するときは、その理由を明記した脱退届を会長あてに提出しなければならない

い。

(加盟の方法)

第7条 連盟に加盟しようとする団体は、つぎの事項を明記し加盟金を添えて会長あてに申し込むこと。

- ・団体の名称・事務所の所在地・代表者の氏名住所・評議員の氏名住所・会員名簿（10名以上）

(負担金・登録)

第8条 負担金は、毎年10月末までに納めなくてはならない。登録については、全日本スキー連盟登録規定による。

(加盟団体の権利)

第9条 加盟団体は、評議員によって評議員会に参加できる。

(加盟団体の義務)

第10条 加盟団体とその会員は、この規約並びに諸規定及び評議員会の決定に従わなければならない。

第11条 加盟団体は、第7条に該当する事項に異動があったときは、速やかに報告しなければならない。

## 第6章 経費

(収入)

第12条 連盟の経費は次のものをもってあてる。

- 1、加盟団体の加盟金及び負担金
- 2、補助金
- 3、寄付金
- 4、その他

(会計年度)

第13条 連盟の会計年度は、8月1日から翌年の7月31日までとする。

(予算・決算)

第14条 連盟の収支予算は、理事会が編成し評議員会の決議を得なければならない。

第15条 連盟の収支決算は、監事の監査を受けて評議員会に報告し、承認を得なければならない。

(特別会計)

第16条 連盟は、評議員会の決議により特別会計を設けることができる。

## 第7章 役員

(役員)

第17条 この連盟に次の役員を置く。

- 1、会長1名
- 2、副会長3名
- 3、評議員若干名
- 4、理事長1名
- 5、副理事長2名以内
- 6、常任理事若干名

7、監事2名

8、理事30名以内（理事長1、副理事長2名以内、会長推薦理事5名を含む）

別枠として高体連、中体連、小体連各1名。

（会長・副会長）

第18条 会長・副会長は、評議員会において選出する。

2 会長は、この連盟を代表して業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、代理する。

（評議員）

第19条 評議員は、加盟団体を代表し、その加盟団体が選出する。評議員は各加盟団体1名ずつとし、評議員が出席できない場合は委任状をもって代理人出席を認める

2 評議員は評議員会で別に定める事項を審議・議決する。

3 会長・副会長・及び理事ならびに監事は、評議員を兼ねることはできない。

（理事）

第20条 理事は、評議員会において会員の中から選出する。但し会長・副会長の意見を聞くことができる。

2 会長は、評議員会にはかつて、定数の範囲内において5名以内の理事を指名することができる。

3 理事は、評議員会の決議に従って会務を行う。

（理事長・常任理事）

第21条 理事長・副理事長は理事が互選する。

2 理事長は、理事会を統括し会務を行う。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は代理する。

第22条 常任理事は、理事が互選する。

2 常任理事は、理事長を補佐し、常時会務を行う。

（監事）

第23条 監事は、評議員会において選ぶ。

2 監事は、会計及び会務を監査する。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

（役員の仕事）

第24条 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、第18条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条の規定によって選ぶことができる。

3 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

## 第8章 名誉会長・顧問・名誉理事

（名誉会長・顧問・名誉理事）

第25条 名誉会長ならびに顧問及び名誉理事を若干名おくことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会長・副会長経験者の中から選び、名誉会長は1名とする。

3 名誉理事は、理事経験者の中から選び、特に功労のあったものの中から選ぶ。

4 名誉会長ならびに顧問及び名誉理事は、理事会の推挙により評議員会の承認を得て、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

5 名誉会長ならびに顧問及び名誉理事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第9章 運 営

### (評議員会)

第26条 評議員会は連盟の最高議決機関である。

第27条 評議員会は、次の事項を審議決定とする。

- 1 役員の推薦、並びに選出
- 2 事業計画並びに予算・決算
- 3 加盟団体負担金及び加盟金
- 4 規約の改廃
- 5 その他議決を要する事項。

第28条 評議員会は、毎年1回以上会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたとき、又は評議員総数の半数以上から書面で請求のあったとき、会長は臨時に招集しなければならない。

第29条 評議員会は、会長・副会長及び評議員で構成し、議長は評議員の中から選ぶ。

第30条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

第31条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の同意をもって決定する。

- 2 可否同数の時は議長がこれを決める。

第32条 評議員会を招集するときは、少なくとも30日前に日時・場所・議題を明記した招集状によらなければならない。但し、会長が緊急と認めて臨時に召集することはこの限りではない。

第33条 理事は評議員会に出席して意見を述べることができる。

### (理事会)

第34条 理事会は、連盟の執行機関である。

第35条 理事会は次の会務を行う。

- 1、当面する業務の処理。
- 2、評議員会の決定事項の執行。
- 3、規約、諸規定、その他すべての決定事項の周知徹底。
- 4、新加盟団体の仮承認に関すること。
- 5、専門委員会の選任。
- 6、その他会務に必要なこと。

第36条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。但し、理事の3分の1以上から書面で請求があったときには、ただちに招集しなければならない。

第37条 理事会は、会長、副会長、理事で構成し理事長は議長となる。理事長事故ある時は、理事長の指名した理事が代理する。

第38条 理事会は、3分の1以上の出席がなければ開くことはできない。

第39条 理事会の決議は、出席理事の過半数によって決める。

- 2 可否同数の時は会長が決める。

第40条 理事会の招集は、少なくとも1週間前に日時・場所・議題を明記した招集状によらなければならない。但し、会長が緊急と認めたときは、この限りでない。

### (常任理事会)

第41条 常任理事会は、常任会務を行う。

第42条 常任理事会は、理事長が随時招集する。

第43条 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事で構成し、理事長は議長となる。理事長事故ある時は、理事長の指名した常任理事が代理する。

第44条 常任理事会の議事は、出席理事の過半数の同意により決める。

第45条 常任理事会は、議事録を作成し、保存する。

(専門委員会)

第46条 連盟の必要に応じて、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の委員及び委員長は、会長が委嘱する。

3 専門委員会の名称と規定は理事会で別に定める。

## 第10章 規約の変更

(規約の変更)

第47条 この規約は、評議員会において、出席評議員の4分の3以上の同意がなければ変更することができない。

## 第11章 付 則

(付則)

第48条 この規約の施行についての必要事項は、理事会において別に定める。

2 この規約の施行は昭和45年10月1日とする。

3 昭和53年11月12日 一部改正

4 昭和55年 8月24日 一部改正

5 平成 元年10月29日 一部改正

6 平成 5年11月21日 一部改正

7 平成19年11月11日 一部改正

8 平成29年 4月 9日 一部改正

9 令和 3年11月14日 一部改正